

岐阜県下
初導入!!

関市

令和4年
4月1日から



パートナーシップ宣誓制度

人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した一方または双方が性的少数者であるカップルに対し、パートナーシップ宣誓したことを市が証明し、宣誓書受領証の交付を行う制度を導入します。

この制度は、法律上の効果が生じるものではありませんが、日常生活における悩みや生きづらさを軽減し、自分らしく暮らせることを目的としています。

性的少数者とは

L レズビアン（女性の同性愛者）

G ゲイ（男性の同性愛者）

B バイセクシャル（両性愛者）

T トランスジェンダー
（心の性と体の性に違和感をもつ者）

の総称として使われる言葉

※LGBT以外にも多様な性が存在します



関市は、平成28年に「LGBTフレンドリー宣言」をし、誰もが自分らしく暮らせることを目指し、LGBTに対する配慮に向けた取組をしています。



対象者

成年に達していること

少なくとも一方が関市在住である、
もしくは転入を予定していること

双方に配偶者または事実上婚姻関係と
同様の事情にある者がいないこと

宣誓者以外の方とパートナーシップ
関係にないこと

宣誓者同士が直系血族、3親等内の
傍系血族または直系姻族でないこと
※養子と養方の傍系血族との関係を除く

必要なもの

現住所が確認できる書類

(例) 住民票の写し
または転入することが確認できる書類
(例) 転出証明書

独身であることを証明する書類
(例) 戸籍謄本、独身証明書

直系血族等でないことを証明する書類
(例) 戸籍謄本

本人確認ができる書類
(例) 運転免許証

通称名を日常生活において使用
していることが確認できる書類

※市内在住の方、
市外在住の方では
必要書類が異なります



宣誓
要予約

【お問い合わせ先】

関市 協働推進部 市民協働課


☎ 0575-23-6806

✉ shiminkyodo@city.seki.lg.jp

効果

- ・公的に関係を認めることにより、宣誓された方々がもつ生きづらさや不安を軽減し、安心感をもって自分らしく生活することができる。
- ・行政が主導することで、市内事業所の労働関係規則の見直しに繋がる。
(例) 扶養手当の対象となる、同性パートナーがいる従業員に対して結婚祝い金等と慶弔金の給付を行う。
- ・異性間との婚姻と同様な行政・民間等サービスや社会的配慮を受けやすくなる。
(例) 病院での面会や手術の立ち合い、不動産の入居等



 宣誓書受領証明カードの提示により利用可能となる行政サービス

担当課	行政サービス
管財課	市営住宅・特定公共賃貸住宅の入居
農林課	就業者住宅の入居
企画広報課	結婚新生活支援事業 補助金の交付
市民協働課	パートナーシップ祝い品(せきちけ)の贈呈

今後、利用できるサービスを増やしていく働きかけをいたします。

※行政サービスによって
条件が異なります。
詳細は担当課にご確認ください。

市民の意見

- ・行政が主導することで、企業や個人の認識が変わると思う。
- ・パートナーとして公的に認めてもらい、生きていてもいいんだ、と思える
生きやすい社会になるよう、制度を作ってほしい。
(※ダイバーシティSEKIシンポジウム アンケートより抜粋)
- ・人には色々な形があることを、もっとすべての世代が知って、
当たり前になるように働きかけてほしい。
(※LGBTQレインボー交流会 アンケートより抜粋)

パートナーシップ宣誓制度の 効果をより高めるための今後の取組

令和3年度

- 2月 事業所向けセミナー(ハラスメント防止対策セミナー)
医療機関、不動産、映画館等関係機関への周知・啓発
- 3月 職員向けセミナー
LGBTQレインボー交流会(当事者と※アライの交流会)
※アライ・・・LGBTを理解・支援する人

令和4年度

- 4月 パートナーシップ宣誓制度導入
- 6月 男女共同参画週間での周知・啓発
ダイバーシティSEKIシンポジウム
兼パートナーシップ宣誓制度導入セレモニー

